

大規模小売店舗の新設に関する公告

大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のように公告し、当該届出及び添付書類をこの公告の日から4月間縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、市長に対し意見書を提出することができる。

令和6年1月10日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）マックスバリュ長丘店
福岡市南区長丘三丁目3番1号
- (2) 大規模小売店舗を新設する者
イオン九州株式会社
代表取締役 柴田 祐司
福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号
- (3) 小売業を行う者
イオン九州株式会社
代表取締役 柴田 祐司
福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
令和6年8月29日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,187.66 m²
- (6) 施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の位置及び収容台数
建物東側平面駐車場 35台
 - イ 駐輪場の位置及び収容台数
建物東側 16台
 - ウ 荷さばき施設の位置及び面積
建物北東側 27 m²
 - エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - 一般廃棄物
建物内北東側 9.68 m³
 - 資源物
建物内北東側 9.87 m³
- (7) 施設の運営方法に関する事項
 - ア 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
24時間営業
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
出入口1か所 敷地東側
 - エ 荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後11時まで

2 届出年月日

令和5年12月28日

3 縦覧場所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所（経済観光文化局総務・中小企業部政策調整課）

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁（商工部中小企業振興課）